

重要なお知らせ

会員の皆さまへ

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会

余市川の洪水浸水想定区域図を基に作成している「余市町」「仁木町」「赤井川村」の洪水ハザードマップ（水害ハザードマップ）修正のお知らせ

過日、北海道が公表する余市川の洪水浸水想定区域図に誤りがあり、当該区域図を基に作成している「余市町」、「仁木町」、「赤井川村」の洪水ハザードマップ（水防法に基づく水害ハザードマップ）を、当面の間、重要事項説明時に使用しないようお知らせしておりましたが、先般、道より、該当各町村の洪水ハザードマップの修正が終了した旨の連絡がありました。

つきましては、以下の対象町村の所在物件の宅地建物取引に係る買主・借主等への重要事項説明の際には、修正後の洪水ハザードマップ（水害ハザードマップ）をご使用くださいますようお願いいたします。

【対象町村及び水害ハザードマップの名称等】

対象町村	修正された水害ハザードマップの名称
余市町	洪水ハザードマップ（防災ガイドマップ掲載）
仁木町	洪水ハザードマップ（仁木町防災ガイドマップ掲載）
赤井川村	赤井川村洪水ハザードマップ

※余市町・仁木町の修正された洪水ハザードマップは、令和3年9月22日付で各町のホームページにて公表されています。

余市町ホームページ：<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/>

仁木町ホームページ：<http://www.town.niki.hokkaido.jp/index.html>

※赤井川村のハザードマップについては、令和3年10月5日に修正される予定です。

赤井川村ホームページ：<https://www.akaigawa.com/>

※宅地建物取引業施行規則の改正により、令和2年8月28日から、宅建業者は、取引の対象となる宅地建物の所在する市町村の長が水防法に基づき提供する図面（水害ハザードマップ）を提示し、対象物件の概ねの位置を示すことが義務付けられています。

建 指 第 9 6 7 号

令和3年(2021年)9月22日

公益社団法人北海道宅地建物取引業協会会長 様

北海道建設部住宅局建築指導課長

余市川の洪水浸水想定区域図の誤りについて

日頃、宅地建物取引業の適正な運営と、不動産取引の公正な確保にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年6月4日付け建指第416号によりお伝えしました、余市川の洪水浸水想定区域図の誤りに伴う「余市町」「仁木町」の洪水ハザードマップの修正について、令和3年9月22日に終了し、同日、ホームページで公表されることとなりましたので、お知らせします。貴協会並びに会員の皆さまには、洪水ハザードマップ修正までの間、購入者等への説明時に使用しないよう対応いただき、ありがとうございました。

なお、「赤井川村」のハザードマップにつきましては、令和3年10月5日に修正される予定ですので、上記の修正内容とともに貴所属会員の皆さまへ周知願います。

連絡先 管理指導係
電話 011-204-5574 (直通)
FAX 011-232-0147